

土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第8条第1項の規定により、本村上地区共同施行が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）本村上地区）を行うことについて平成19年12月11日適当と決定した。

その関係書類を丸亀市産業部土地改良課において平成19年12月25日から平成20年1月21日まで縦覧に供する。

平成19年12月18日

香川県知事 真 鍋 武 紀